

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和7年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法(以下「法」という。)に基づき、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給している。</p> <p>【特定個人情報を使用する事務】</p> <ol style="list-style-type: none">法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務法による児童扶養手当証書に関する事務法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務法第16条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務法第30条の資料の提供等の求めに関する事務法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当標準準拠システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム・住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
・児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表56の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表17の項,20の項,42の項,53の項,76の項,89の項,90の項,125の項,141の項,155の項,161の項 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表81の項
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情報公開課) TEL059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒514-8570 津市広明町13番地 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課 TEL059-224-2271
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上] 1,000人以上1万人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[<選択肢> 1) 500人未満 2) 500人以上] 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし] 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で窓口である各町において記載されたマイナンバーの真正確認をおこなっているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	---	---	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 4) 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、ID・パスワード及び静脈認証により限定されており、年度ごとに担当職員の新規登録や削除を実施しているため、権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月2日	表紙、評価書名	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書	事後	重要な変更に当たらない(表現の修正)
令和7年12月2日	表紙、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	三重県は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の不正を発生させリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人情報のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいますことを宣言する。	三重県は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の不正を発生させリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人情報のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいますことを宣言する。	事後	重要な変更に当たらない(表現の修正)
令和7年12月2日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する事務	児童扶養手当支給事務	事後	重要な変更に当たらない(表現の修正)
令和7年12月2日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法(以下「法」という。)に基づき、児童を監護しているひと(親等から申請を受け、これを審査・認定・支給している。 【特定個人情報を用いた事務】 1. 法第6条の厚生扶養手当の支給資格及びその認定の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 児童扶養手当証明に関する事務 3. 法第16条の未支払手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 法第28条の届出の受理その届出に係る事実の調査またその届出に対する応答に関する事務 5. 法第30条の資料の提供等の求めに関する事務 6. 法第30条の資料の提供等の求めに関する事務 7. 法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 8. 前各号に掲げるもののほか、法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務	児童扶養手当法(以下「法」という。)に基づき、児童を監護しているひと(親等から申請を受け、これを審査・認定・支給している。 【特定個人情報を用いた事務】 1. 法第6条の厚生扶養手当の支給資格及びその認定の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 法第16条の未支払手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 法第28条の届出の受理その届出に係る事実の調査またその届出に対する応答に関する事務 4. 法第30条の資料の提供等の求めに関する事務 5. 法第30条の資料の提供等の求めに関する事務 6. 法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 7. 法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 8. 前各号に掲げるもののほか、法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務	事後	重要な変更に当たらない(表現の修正)
令和7年12月2日	I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	-児童扶養手当システム -中間サーバー -団体内統合認名システム -住民基本台帳ネットワークシステム	-児童扶養手当標準基準システム -中間サーバー -団体内統合認名システム -住民基本台帳ネットワークシステム	事前	システム切替による修正
令和7年12月2日	I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	-児童扶養手当情報ファイル・統合宛名番号 依頼ファイル・符号取扱ファイル	-児童扶養手当情報ファイル	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月2日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する事務(以下「番号法」) 【番号法第19条第1項及び第2項の項番】 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する事務(以下「番号法」) 【番号法第19条第1項 第29条の5の項】 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月2日	I. 関連情報 4. 情報提供 システムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 -番号法第19条第7号及び別表第二の項番13、16、26、30、47、64、65、87、103及び116 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 【情報照会】 -番号法第19条第7号及び別表第二の項番57 -別表第二命令 第3条	【情報提供】 -番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表17の項20の項42の項53の項76の項89の項90の項125の項141の項155の項161の項 【情報照会】 -番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表81の項	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月2日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②部長	三重県子ども・福祉部子育て支援課	三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月2日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(戦略企画部情報公開課) TEL059-224-2073	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情報公開課) TEL059-224-2073	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月2日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒514-8570 津市広明町13番地 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課 TEL059-224-2271	〒514-8570 津市広明町13番地 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課 TEL059-224-2271	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月2日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月15日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月2日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月15日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和7年12月2日	IV. リスク対策 8. 人手を介入させる作業	記載なし	十分である 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で窓口である各町において記載されたマイナンバーの真正確認をおこなっているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う項目及び記載の変更
令和7年12月2日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	3種類のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 一分である 児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワード及び特許認証により認証され、年次ごとに職員登録の更新と職員登録の削除が実施されているため、職員のないもの(元職員、アセズ)の権限のない職員によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う項目及び記載の変更